

風致地区変遷図 (其の一)

五都府市計画
風致地区指定図

凡例

- 都市計画区域境界
- 風致地区指定地
- 風致地区特種地区

凡例

昭和5年1月24日認可 昭和5年2月1日公告	第1図	昭和5年2月18日 建設省告示第21号	第4図
昭和5年7月7日認可 昭和5年7月14日公告	第2図	昭和5年1月16日 建設省告示第2号	第5図
昭和7年11月30日認可 昭和7年12月23日公告	第3図	昭和5年2月22日認可 建設省告示第31号	第6図
昭和24年6月10日 建設省告示第337号	第7図	昭和24年4月15日 建設省告示第42号	第8図

風致地区の面積

	種別面積 (h a)				
	第1種 地域	第2種 地域	第3種 地域	第4種 地域	第5種 地域
(17地区)	約14,946	約1,274	約1,113	約163	約442
合計	約17,938				



写真3-1 嵐山渡月橋(風致1種)



写真3-2 大覚寺 参道(特別修景地区)

昭和30年代から昭和40年代前半にかけての高度経済成長期における開発の波は京都にも押し寄せ、ならびがおか京都市の双ヶ岡の開発問題が一つの契機となり、奈良市、鎌倉市の協力体制の下、特別法制定の動きが活発化した。そして、昭和41年に古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法（いわゆる「古都保存法」）が制定された。この法律に基づき、歴史的資産が集中する山麓部や市街地の背景を成す三方の山並みなど、恵まれた自然環境と一体をなして特色ある歴史的風土を形成している区域を歴史的風土保存区域に指定した。京都市は、その中で特に枢要な地域を歴史的風土特別保存地区として都市計画に定め、平成8年には歴史的風土特別保存地区の指定区域を大幅に拡大し、五山の送り火を含む京都盆地周辺の山すそ部のほぼ全域を特別保存地区に指定し、歴史的風土の保存を図ってきた。

区 域	面積(h a)
歴史的風土保存区域 (14区域)	約8, 513
歴史的風土特別保存地区 (24地区)	約2, 861



写真3-3 桃山（歴史的風土保存区域）

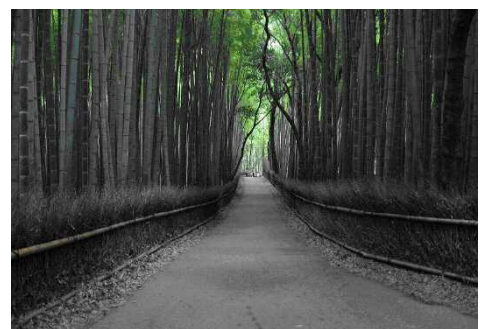


写真3-4 嵯峨野の竹林と竹穂垣
(歴史的風土特別保存地区)